
規 則

高知県特定商取引に関する法律に規定する証明書に関する規則をここに公布する。

令和4年5月31日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第31号

高知県特定商取引に関する法律に規定する証明書に関する規則

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第66条第7項に規定する同条第1項から第3項まで（これらの規定を同条第6項において準用する場合を含む。）又は第5項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年6月1日から施行する。
（高知県特定商取引に関する法律施行細則の廃止）
- 2 高知県特定商取引に関する法律施行細則（平成12年高知県規則第117号）は、廃止する。

別記様式

写真貼り付け箇所	第 号
	身分証明書
	所属
	職名
	氏名
	年 月 日生
<p>上記の者は、特定商取引に関する法律第66条第1項から第3項まで（これらの規定を同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき立入検査をする職員であることを証明します。</p>	
	年 月 日発行
	高知県知事 印

- 備考
- 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。
 - 2 この身分証明書を紛失し、又はこの身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。
 - 3 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。
 - 4 この身分証明書の有効期間は、発行の日から1年間とする。

(裏面)

特定商取引に関する法律（抜粋）

（報告及び立入検査）

第66条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより販売業者、役員提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業者を行う者若しくは購入業者（以下「販売業者等」という。）に対し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に販売業者等の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより関連商品の販売を行う者その他の販売業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者（以下この項において「密接関係者」という。）に対し報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に密接関係者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に販売業者等から業務の委託を受けた者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4・5 略

6 第1項から第4項までの規定は、通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者について準用する。この場合において、第2項から第4項までの規定中「販売業者等」とあるのは、「通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者」と読み替えるものとする。

7 第1項から第3項まで（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第5項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

8 第1項から第3項まで（これらの規定を第6項において準用する場合を含む。）又は第5項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（都道府県が処理する事務）

第68条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第71条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1)・(2) 略

(3) 第66条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第1項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(4) 第66条第2項（同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第2項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第73条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第66条第3項（同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(3)・(4) 略

第74条 法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

(1)・(2) 略

(3) 前3条 各本条の罰金刑

2 略

規 則

- ◎ 高知県特定商取引に関する法律に規定する証明書に関する規則